

就学援助制度のご案内

城陽市教育委員会
学校教育課

本市教育委員会では、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に、学用品費や給食費・校外活動費等の援助を行う就学援助制度を設けています。

この援助を希望される方は、次のとおり申請してください。

1. 就学援助が受けられる人

児童生徒の保護者のうち学校の諸経費の支払いにお困りの方で、教育委員会が基準により認める人。認定基準及び申請に必要な証明書類は下記のとおりです。

★要保護児童生徒

現在、生活保護を受けている世帯

★準要保護児童生徒

認 定 基 準	申請に必要な証明書類等
(1) ア 生活保護の停止又は廃止された方	
イ 市民税が非課税になった方	課税証明書（世帯全員分） ※令和6年1月1日現在、城陽市に住民票のある方は不要
ウ 市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険料が減免された方及び国民年金保険料が免除された方	市民税減免 税額変更通知書(写) 個人事業税減免 減免決定通知書(写) 固定資産税減免 税額変更通知書(写) 国民健康保険料減免 保険料変更通知書(写) 国民年金保険料免除 免除承認通知書(写)
エ 児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書（写） 有効期限が令和6年10月31日のもの
(2) その他、経済的理由により就学援助を受けたい方 ※世帯全員の所得状況を証明できることが必要です。	給与所得者→源泉徴収票（写） 自営業者→確定申告書（控）の写（第一表、第二表、※第三表） ※ 譲渡所得等ある方のみ 年金受給者→年金額改定通知書の写等

申請書の「市の保有する世帯全員の所得等に関する情報を城陽市教育委員会が調査すること」に承諾し申請していただきますので、所得を証明する添付書類の提出は不要です。ただし、後日必要な書類の提出を求める場合があります。

令和6年1月2日以降に城陽市に転入された方は、前住所地の令和6年度の証明書類(令和5年分の所得等が記載されたもの)を添付してください。

なお、所得税の確定申告や市府民税の所得申告をしていない場合は審査できませんので、事前に申告をお済ませください。

※認定の審査基準は、前年の所得（令和5年分）ですが、家計急変で収入が急激に減少した世帯については最新の所得状況で審査しますので、次の書類を添付してください。

【収入等が激減した場合】

令和6年1月から申請月まで(直近までの分)の給与明細の写し等、収入状況のわかるものを添付してください。

【失業、廃業の場合】

失業及び廃業を確認できるもの（雇用保険受給資格者証や税務署に提出した廃業届の写し等）

2. 申請方法及び期間

●就学援助費受給申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

※申請書は、各学校又は城陽市教育委員会学校教育課にあります。

また、城陽市教育委員会のホームページよりダウンロードできます。

●小学生と中学生がいる場合は、それぞれに申請書を提出してください。

申請は、随時受付しています。

3. 就学援助の内容（年額） ※金額は、変更になる場合があります。

区 分	小 学 校	中 学 校
・学用品費	11,630円	22,730円
・通学用品費（第1学年を除く）	2,270円	2,270円
・校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1,600円以内	2,310円以内
・校外活動費（宿泊を伴うもの）	3,690円以内	6,210円以内
(校外活動費は交通費・見学科のみ)		
・体育実技用具費（柔道）	—	7,650円以内
・新入学児童生徒学用品費	57,060円	63,000円
・学校給食費	直接、学校へ支払います。	直接、学校へ支払います。
・修学旅行費	直接、学校へ支払います。	直接、学校へ支払います。
(交通費・見学科・宿泊料等)		
・医療費	医療機関へ支払います。	医療機関へ支払います。
学校保健安全法で定められた 疾病の治療費（虫歯、結膜炎、 中耳炎、慢性副鼻腔炎等）		

※生活保護受給世帯は、校外活動費（宿泊を伴わないもの）・修学旅行費・医療費のみ援助対象。

なお、医療費については生活保護医療扶助優先です。

※校外活動費・修学旅行費は、実施日に認定されている場合のみ援助対象。

校外活動費（宿泊を伴うもの）・修学旅行費については、積立の段階では援助対象外であり、実施学年で否認定となった場合は実費全額保護者負担となります。

詳しくは、各学校又は城陽市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

TEL 学校教育課 56-4004（直通）